



林業技術伝承の森（東神楽）

目次

1. 組合長あいさつ	p1
2. 第52回通常総代会終了	p1
3. 令和4年度決算関係	p2
4. 令和5年度部門別の取組概要	p3
5. 令和5年度森林整備事業の実施	p4
6. とみはら自然の森・民有林作業道の維持・森林組合系統運動	p5
7. 森林経営計画組替が完了	p6
8. 地区別事業推進会議の質疑応答集	p7
9. 勤続者表彰・お知らせ	p8
10. 旭川市森林組合役員紹介	p9
11. 総代名簿	p10
12. 訃報	p11

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(令和 5 年 6 月末現在)

組 合 員 数	1,298名
森林所有面積	10,795 ^{.61} ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合

代表理事組合長 木津 勝

緑溢れる季節を迎え、組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当組合事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

第52回総代会は、昨年6月1日東神楽町森林組合と合併後、総代が改選され初めての開催となりました。11件の提出議案が原案のとおり議決されましたことに感謝申し上げます。

また、この度の役員改選で引続き代表理事組合長の職責を担う事になりました。皆様方のご支援ご協力を頂きながら、旭川市森林組合発展のため誠心誠意取り組んで参りますので宜しくお願い申し上げます。

さて令和5年度の森林整備予算は、当組合において前年比92%の配分決定となりました。補助事業の基本である森林経営計画は、合併した東神楽地区の組替えを早急に取りまとめるとともに、全地区の組替えも完了致しました。

伐期を迎えた人工林資源の主伐が進められる中、森林所有者の理解を得ながら主伐後の再造林100%を基本に、未来に向け森林を守り育てて参ります。

導入した林業機械で直営による林産事業を展開し、林業従事者の長期雇用を努めて参ります。林業は他産業に比べ極めて高い労働災害が発生する状況にあります。労働安全衛生講習会等の教育研修を実施し、労使一体となって労働安全に対する高い意識で災害ゼロを目指して参ります。

最後に森林・林業は2050年カーボンニュートラルの実現に向け、注目されています。令和6年から森林環境税の課税が始まります。林業を取り巻く状況が変わる中、組合員の皆様へ少しでも多くの利益を還元できるように役員一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますので、組合員皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

第52回通常総代会を終了

第52回通常総代会が令和5年2月28日旭川市民文化会館において開催されました。

新型コロナウイルス感染症は、収束の気配が見られず、昨年に続き、関係機関、指導機関の来席を控えさせて頂いての開催となりました。

今回の総代会は、東神楽町森林組



木津組合長の開会挨拶

合同の合併に伴い総代が改選され、総代定数210名うち本人出席68名、委任代理人出席16名、書面決議83名、合計167名で開催されました。議長に比布地区の牧野勝頼総代を選出し、提出議案11件が原案どおり承認、決定されました。

木津組合長は開会挨拶で、「国内経済は円安相場が進行、燃料や輸入資材の高騰からインフレ傾向にあり、住宅着工に陰りが見え始めています。こうした中、森林組合は資源循環型の取り組みとして、計画的な主伐と豊かな森づくり推進事業を活用し再造林を必ずセットにして、森林環境の維持と木材の安定供給に取り組んできたところです。

令和4年度の事業概況について、販売事業はロシアによるウクライナ侵攻の影響で3月のロシア単板が輸入禁止され、国産材への代替需要が生じたため、道産の原木に強い引き合いがありました。特にカラマツ原木は、製材受注が旺盛で、一時原木不足から原木価格が上昇しましたが、今は落ち着いてきた状況。取扱実績は、前年比111%を確保出来ました。

森林整備事業は、造林、下刈、間伐などの取扱実績で409ha前年比119%の実績。地区の路網整備と草刈について、旭川市では譲与税を活用した林業専用道等維持管理事業で81kmを整備。比布町では、民有林作業道維持管理事業で14kmを整備。

このほか森林整備部門で大きなウェイトを占める委託事業は、旭川市の市有林管理業務、とみほら自然の森施設管理、アライグマ捕獲業務、林政アドバイザー業務、比布町のスキー場草刈業務を受託し事業確保に努めました。

令和4年度の事業実績は、組合員皆様方のご支援ご協力、職員、作業

員、協力事業体の取り組みにより事業総収益2億9千万円、事業利益529万円、当期未処分剰余金1,043万円の計上を報告できますことに厚くお礼申し上げます。

令和5年度の事業計画については、新型コロナウイルス感染症がどうなるかわかりませんが、ロシアとウクライナの状況など世界的情勢も緊迫感が続いています。道産材の供給体制では、昨年5月から輸入材が順調に入荷されるようになり、国産材需要が落ち着くと予想されますが、今後も輸入材が安定して入手できるか不透明。これからは道産木材への転換に取り組みする必要があります。まずは原木の安定供給のため、伐採作業の効率化を図り、高性能林業機械の利用や、伐採後の着実な植林への取り組みをしながら、原木確保します。森林整備予算も限られた中で、組合員の理解を得ながら効率的に森林整備を行っていきたい。

最後に令和5年度の事業運営にあたり、役員一丸となってコロナ禍の厳しい状況乗り越えていきたい」と挨拶した。



総代会風景

令和五年度 部門別の取組概要

●運営の基本方針

- 一、組合員に信頼される組織体制の確立に努めます。
- 二、組合員の理解を得ながら伐採後の再造林を基本に、限られた予算の中で植林、下刈、間伐等の森林整備を実施して参ります。
- 三、合併により旭川、比布、東神楽に管轄エリアが拡大しましたが、森林整備の所有者負担の平等性が図られるよう、行政支援を要請し事業を推進して参ります。
- 四、担い手の育成・労働力確保に対する取り組みとして、今年度も補助制度を活用して林業機械を導入し、直営による冬山造材を行い通年雇用化を進めて参ります。
- 五、薪、きのこ資材の取扱を通じて森林の魅力や木材利用の重要性をPRして参ります。
- 六、労働安全衛生に係る様々な取組や対策をとり、労働災害ゼロに向けた職場環境に努めて参ります。

●指導部門

- 一、森林組合系統運動「Forestビジョン2030」の内容に沿って活動を行う。
- 二、造林、除間伐、下刈、路網整備等の企画推進及び指導
- 三、令和5年組替えとなる経営計画の作成（旭川市、比布町、東神楽町）
- 四、木育活動（マイ箸作り、キッズ



薪作業

●販売部門

- 一、集約化による素材生産コストの軽減を図り、組合員への利益還元を努める
- 二、系統販売力の強化と経費の削減に努める
- 三、世界情勢が不透明な中、原木流通の状況を見極め、森林所有者の意向に応えられる様、人工林の皆

- 伐を推進
- 四、薪の販売、特用林産物の販売

●森林整備部門

- ・森林整備事業
 - 一、森林経営計画を基本に合併後も行政支援の違いが生じない造林・下刈・枝打ち・除間伐事業の実施（森林整備計画）

●その他

- ・利用事業
 - 一、林道等整備事業を旭川市と比布町で取組む
 - 二、請負事業と市・町有林入札への積極的参加により事業量の確保を図る
 - 三、森林保険の加入推進と災害時に於ける被害調査、申請事務
- ・購買事業
 - 一、造林用山行苗木、緑化木、果樹苗木の斡旋
 - 二、野鼠駆除剤の斡旋
 - 三、きのこ栽培資材の斡旋（原木、ほだ木、各種菌）

- 四、暖房器具の斡旋
- ・林地供給事業
 - 一、林地流動化情報の収集、林地斡旋、売買
 - 二、森林経営計画の認定を受けることが確実である組合員への斡旋
- ・金融
 - 一、林業改善資金及び日本政策公庫資金の取扱い事務

●その他

- 一、合併によるメリットを実現するため、組織及び経営の体制強化を図る
- 二、林地流動化に伴う組合所有林（教育展示林）の取得等について
- 三、森林環境譲与税の活用方法の検討
- 四、高校生等のインターンシップ（就業体験）の受入



北の森づくり専門学院生の植付実習

令和五年度 森林整備事業の実施

令和5年旭川市森林組合の森林整備予算は前年比92%の配分決定となりました。植林、下刈等を実施する直営作業員は現在11名体制で作業を行っています。

「伐ったら植える」を組合の使命としており、皆伐と植林をセットに計画的に事業を実施しています。その為、造林予算の関係上1〜3年お待ち頂いております。

組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎植林
今年度は植林を60ha計画し造林未済地の解消に努めて参ります。補助事業による植林の所有者負担はhaあたり上限6万円です。但し、組合が関与しない皆伐後の植林は全額負担となります。



植付作業



現場安全パトロール（東旭川の下刈作業）

◎下刈
下刈は194ha計画し現場の状況を確認しながら、所有者との合意の下で6〜8月中旬まで作業を実施します。所有者負担は、haあたり6〜12千円です。

◎利用間伐
山林の状況に応じ定性間伐と列状間伐による間伐を53ha計画しています。昨年同様、利用間伐の所有者負担がありますが、間伐材の販売代金から所有者負担を頂きますので、実際の持ち出しはありません。尚、令和4年の間伐素材代の還元金は40311千円/haの幅があり平均で226千円/haです。

◎その他
除伐、保育間伐、枝打ちは所有者負担がありません。

◎補助事業についての注意点

注意1 補助金を活用して森林の手入れをするには、組合員の皆様と森林組合が森林経営委託契約を締結し、森林経営計画が樹立されていなければなりません。
注意2 補助金を活用して森林整備（間伐、植栽、下刈等の保育）を実施した山林は、実施した次の年から5年間は、森林以外への転用や全面伐採を行うと補助金を返還しなければなりませんのでご注意ください。



現場作業の皆さん

労働安全衛生講習会を開催しました

4月21日に作業員、職員、協力事業体6社の総勢36名が参加して安全講習会を開催しました。当組合の近藤業務部長が講師となり、「危険予知KY活動から災害を防止する」と題し、講義致しました。林業は重篤な労働災害が多発しています。令和4年は北海道で75件の林業労働災害が発生しました。林業における災害事例から災害発生メカニズム、不安全行動を引き起こす原因を説明しました。

作業開始前にその日の作業内容や現場の状況など、事故やケガを回避するためあらゆる危険の可能性を探り、その危険に対する対策を話し合い、注意していくことです。仲間同士で、あるいは一人一人が作業の中に潜む危険を確認し災害ゼロの職場を目指して参ります。

講習会開催前に、澁谷アドバイザーが講師となりコンプライアンスと森林認証について研修を行いました。

※「KY」とは、Kは危険、Yは予知を意味します。



労働安全衛生講習会

とみはら自然の森

5月1日より「旭川市とみはら自然の森」の施設管理業務を行います。

開園期間…5月5日～10月29日
開園時間…午前9時～午後3時

□お問い合わせ先
とみはら自然の森ふれあい館
電話〇一六六一七三二二四二

旭川市農政部
農林整備課森林振興係
電話〇一六六一二五七七二九



野草観察会（とみはら自然の森）



きのこ講習会（とみはら自然の森）

とみはら自然の森は旭川市内江丹別（中心部から車で約40分）にある森林と林業の理解を深めてもらうことを目的とした施設です。森の散策路は約2.5kmあり、森林全体を歩くに2時間ほどかかります。

民有林作業道の維持 管理事業について

令和5年度においても旭川市、比布町における民有林内の林道草刈と路網整備を引き続き実施して参ります。地域の実情を解消できるような現状の状況に応じ、順次整備を進めて参ります。

林道草刈は旭川102km、比布18km、路網整備は旭川7km、比布1kmを計画しています。



砂利敷（東鷹栖）

森林組合系統運動

JForestUnionNowJUNSY

昨年6月、合併後の新体制で新たな森林組合系統の運動方針「JForestビジョン2030」を策定致しました。各森林組合もそれぞれ組織の目指す姿を策定し、その達成に向けて取組みを進めています。

I. 全体概要

2030の運動方針では、「地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて」を目標に掲げ、以下の3つの課題に取り組みます。

- 組合員サービスの向上（利益還元）
- 働く人の所得向上・就業環境改善
- 事業拡大・効率化による経営の安定

II. 10年後の夢・目指す姿

地域の森林管理の担い手として、未来に向けた森林を守り育てるため、再造林が可能な山元の立木価格を確保し、伐ったら植える循環型林業を確立し、森林の若返りを図り次世代へ引き継ぐ重要な役割を果たして参ります。

当森林組合が目指す姿は、以下のとおりです。

- 組合員に信頼され、期待に応えられる足腰の強い組合経営を目指す。
- 所在不明者解消のため、組合員名簿の情報更新に努める。
- 将来は賦課金を徴収しない事業運営を目指す。
- 主伐後の再造林100%の実現。
- 旭川市、比布町、東神楽町の3地区で所有者負担の違いが生じない森林整備を実施。
- 職員、現場技能者の定着を図る。

III. 取組内容（森林組合系統では次の項目を取り組みます。）

1. 都道府県・市町村と連携した地域森林管理体制の確立
 - ・ 森林の管理方針や森林環境税の有効活用について旭川市、比布町、東神楽町に助言や提案を行う。
 2. 循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化
 - ・ 健全な森林づくりに向け引き続き森林整備を推進。伐採と地拵の一貫作業で施業の低コストを図る。道森連の系統販売を推進し、系統の安定供給と価格交渉で森林所有者への立木価格（利益還元）を実現する。
 3. 高度人材の確保・育成
 - ・ 各世代の偏りに配慮した職員、現場技能者の新規採用。実務能力の向上に努める。
 4. 協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立
 - ・ 行政支援の違いが生じない森林整備の実現。全ての役職員が社会規範を遵守。
 5. 国民生活及びSDGsへの貢献
 - ・ 合法木材や森林認証材の生産と流通を進める。
- さらに、令和12年度に達成を目指す目標値は、新植60ha、切捨間伐30ha、利用間伐90ha、主伐60ha、林産・販売事業量16,500m³、森林施業プランナー認定者数3人、休業4日以上死傷病発生人数0人などの目標を設定しました。

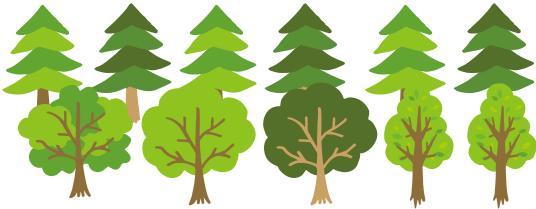
森林経営計画組替が完了

今年2月と4月に始期を迎える森林経営計画組替に向けて準備を進めていました。

旭川、比布地区においては自動継続の対応となりましたが、東神楽地区は合併がありましたので、再度取りまとめ、皆様のご理解とご協力により速やかに組替え手続きが完了しました。今回の森林経営計画の団地構成は下図のとおりです。

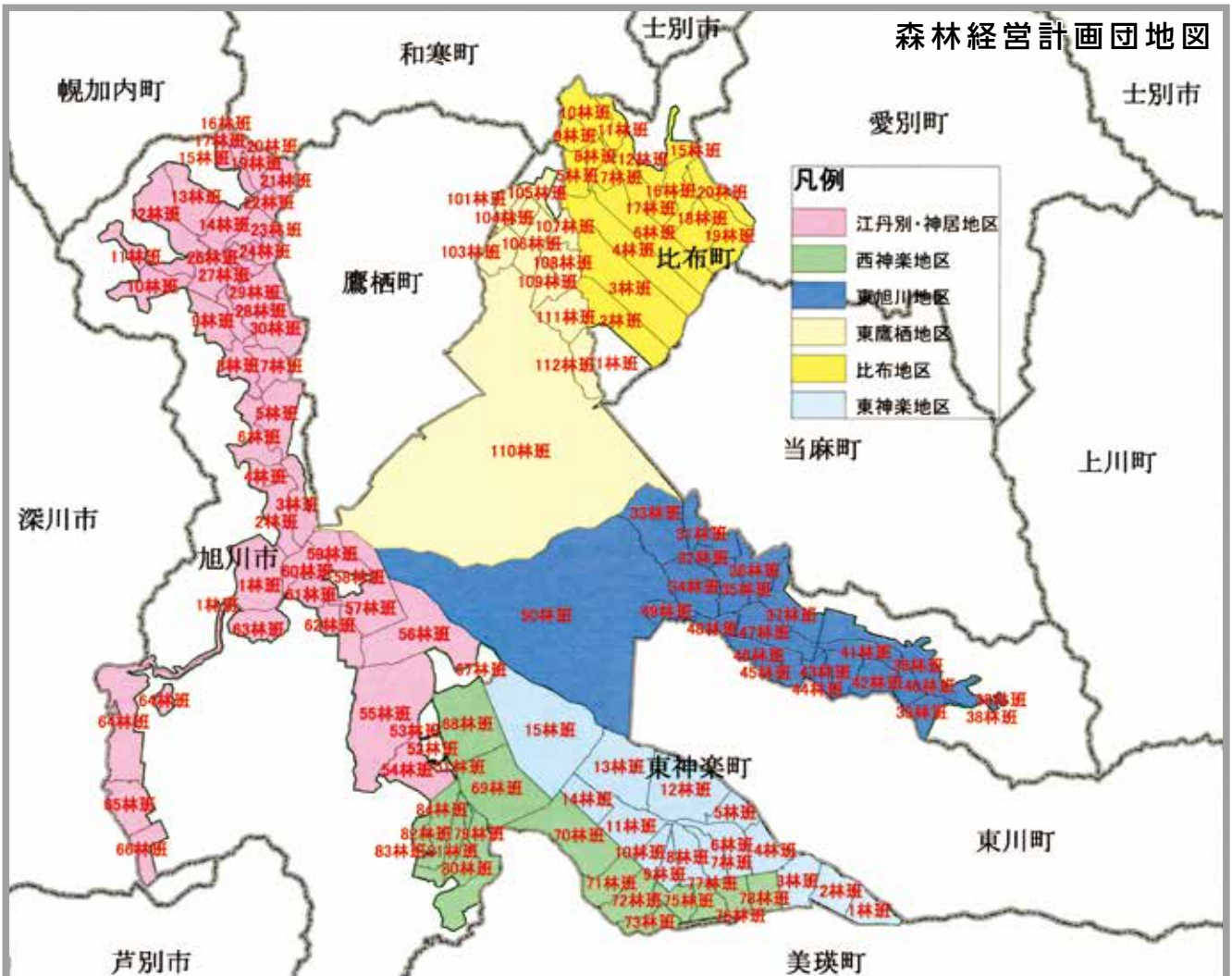
なお、国の補助金を使って森林整備事業を行なう場合、事前にこの計画に入れておかなければ事業が出来ません。 組合では組合員の皆様と委託契約を結び、適宜組合で事業を行なう山林を計画

区域	認定番号	対象地域	人数	対象林班	面積	計画期間
旭川市	04 - 01	江丹別全域 ・神居全域	163人	1～30、 54～57、 59～66	3414.54ha	R5.2.20～R10.2.19
	04 - 02	西神楽全域	119人	68～84	688.77ha	
	04 - 03	東旭川全域	314人	31～50	2094.55ha	
	04 - 04	東鷹栖全域	126人	101～ 112	1064.62ha	
比布町	04 - 01	比布全域	163人	2～20	1588.49ha	R5.4.1～R10.3.31
東神楽町	04 - 01	東神楽全域	154人	1～15	1095.94ha	R5.4.1～R10.3.31



計画期間途中から
の参加が可能
です。忘れ
たの方は手
続きを宜し
くお願い
致します。

森林経営計画団地図



地区別事業推進会議の質疑応答集

4月12～14日各地区で開催した地区別懇談会の主な質疑とその回答です。



東神楽地区

問 所有者不明の山林での倒木で困っています。

答 所有者不明山林の対応について、環境税の活用策として市町村に提案していきたい。

問 市内で不法投棄されている場所があります。どうしたら良いですか。

答 旭川市環境部が管轄していますのでそこに連絡をお願いします。

※比布地区、東神楽地区は各行政に連絡して下さい。



比布地区

問 アライグマは増えていますか。510頭は、旭川市だけですか。

答 毎年500頭前後で推移しています。510頭は旭川市だけです。令和4年4月から令和5年3月迄で549頭捕獲しました。

問 以前、林道が通れない場所や排水路が詰まっているところがあり、何処で対応してもらえますか。

答 東神楽地区の林道は、町道が多いです。管轄が分からない時は、まず役場の建設課で確認できます。民有地であれば組合で対応したいと思います。



東旭川地区

問 山林を相続したが、何をしたらいいか教えてほしい。場所もわからない。

答 どんな山林かで出来る事も違います。まずは自分の山を確認してもらい相談させて頂きたい。組合でも現地案内しますので言ってみてください。

問 今年、東鷹栖地区の森林整備の予定はありますか。

答 現在皆伐1件と下刈を予定しています。その他は別の地区と調整しながら出来る事があれば実施します。

問 組合で販売している薪は、場

所や林齢、樹種など決まりはありますか。

答 事業で出たパルプ材を買っているので、薪用だけの伐採をしている訳ではありません。

問 自分で薪を作ったら買ってもらえますか。

答 状況によって買う事はありますが、していません。

問 林業機械3台は具体的に何ですか。林業機械の利用状況と費用対効果は。

答 令和3年にグラップル、令和4年にハーベスタ、令和5年にフェラバンチャーザウルスを購入しています。直営作業班の通年雇用は5人で、そのうち3人が皆伐事業と地拵を行い、下刈時期は機械が止まっている状況です。



西神楽地区

総代10期勤続表彰

議案審議に先立ち、木津組合長より10期の長きに亘り総代を務めて頂きました6名の方々の勤続表彰と、職員勤続の表彰を執り行いました。表彰された皆様、おめでとうございます。

◎総代10期勤続表彰者

江丹別・神居地区 寺本 順一様
 江丹別・神居地区 森谷 道男様
 西神楽地区 岩倉 教道様
 西神楽地区 山本 清市様
 西神楽地区 鷺尾 嘉一様
 東旭川地区 大川 俊幸様



左から木津組合長、森谷道男さん、岩倉教道さん、鷺尾嘉一さん、大川俊幸さん

職員永年勤続表彰者

20年勤務 近藤貴彦
 松浦広美
 10年勤務 松井俊己
 吉本宏大

旭川市のアライグマ捕獲業務 アライグマが箱罠に掛かった方へ

◎当日8時30分～9時00分までに連絡いただければ、当日何うことができますが、遅れた場合、翌日以降の回収となる場合があります。

【連絡先】旭川市森林組合

(080-6083-2355)

◎土日休日はアライグマの回収は行いません。



アライグマ捕獲業務打合せ

- ◎1日1回、箱罠の確認をお願いします。
 餌がない場合には補充をお願いします。
 ◎アライグマの情報（目撃・痕跡・被害）をお寄せください。

組合員各種届出のお願い

- ①相続、死亡等により山林名義の変更をしたとき
(相続の場合は、相続開始後150日以内です。)
- ②自宅の住所・連絡先が変更になったとき
各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせくださいますようお願い致します。



※各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

山林の売買 は林地供給 事業で

林地供給事業とは、規定に基づき林地を譲渡（売買）した場合に、その譲渡人に対し税法上の恩恵として、譲渡所得から800万円が特別控除されますので、売買を希望する方は是非組合にご相談下さい。

賦課金の納入期限 7月31日です



森林組合の賦課徴収額につきましては、2月の総代会で次のとおり決定を頂きました。期日が7月31日となっておりますので納入をお願いします。
 尚、10ha以上所有されている方の面積割は、10ha未満が200円、10ha以上が1000円で計算されますので御了承願います。

旭川市森林組合役員紹介

合併契約に基づき両組合の役員は合併後最初に開催される総代会までの任期となっております。

去る2月28日開催の総代会において役員改選が行われ、新役員が選任されました。同日開催の理事会・監事会で代表理事組合長に木津勝氏、副組合長に明田教義氏、角一郎氏、代表監事に高倉忠氏が就任されました。

組合員皆様の負託に応え信頼される組合として役職員一丸となつて全力を尽くす所存です。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

				
理事 島田 憲和 (選任区 3区) 新任	理事 定岡 秀樹 (選任区 5区) 再任	副組合長理事 角 一郎 (選任区 4区) 再任	副組合長理事 明田 教義 (選任区 5区) 再任	代表理事組合長 木津 勝 (選任区 3区) 再任
				
理事 木村 清志 (選任区 2区) 新任	理事 安孫子 順一 (選任区 4区) 再任	理事 久保 宣夫 (選任区 6区) 再任	理事 大杉 貴之 (選任区 1区) 新任	理事 安田 隆 (選任区 2区) 新任
				
監事 日下 猛文 (選任区 1区) 再任	代表監事 高倉 忠 (選任区 3区) 再任	理事 飯田 賢治 (選任区 6区) 再任	理事 武石 正志 (選任区 1区) 再任	

退任役員挨拶

森林組合の役員として永きに亘り事業運営に参画できましたこと思い出多い経験になりました。組合員各位のご協力を頂き職務を全うすることが出来たこと心からお礼申し上げますとともに、組合員のご繁栄と組合のご発展を祈願し退任のご挨拶と致します。

				
理事 伴野 茂 (選任区 6区)1期9ヶ月	理事 安田 進 (選任区 2区)2期5年	理事 椿 芳夫 (選任区 2区)2期5年	理事 品川 功 (選任区 1区)2期5年	理事 小檜山 隆 (選任区 3区)6期16年
				
監事 池生 勝義 (選任区 6区)1期9ヶ月	監事 高橋 進 (選任区 6区)1期9ヶ月	理事 藤原 悟 (選任区 6区)1期9ヶ月	理事 城 英利 (選任区 6区)1期9ヶ月	



組合の 業務時間

完全週休2日制に移行しています。

- 業務時間：
 - ◎夏季時間 (5月1日～11月30日) 8:00 ～ 17:00
 - ◎冬季時間 (12月1日～4月30日) 8:30 ～ 17:00
- 休日：土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始

永年組合の事業推進にご尽力をいただきました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

(現)	(現)	(現)	(前)	(前)	(元)	(元)
総	総	総	総	総	役	役
代	代	代	代	代	員	員
坂	小	土	田	菅	大	安
井	倉	田	中	野	箭	田
仲	公	孝	和	孝	弘	
良	正	一	之	夫	敏	光
令	令	令	令	令	令	令
和	和	和	和	和	和	和
五	五	三	十	九	五	一
年	年	月	月	月	月	月
		二	二	二	二	二
		十	十	十	十	十
		九	九	九	四	二
		日	日	日	日	日
		九	五	九	日	日
		日	日	日		



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

PROFILE

名称 旭川市森林組合
 設立 昭和45年3月26日
 所在地 北海道旭川市
 工業団地3条1丁目2番15号
 代表電話 0166-36-4268
 Fax番号 0166-36-4290
 代表者名 代表理事組合長 木津 勝
 従業員数 31名
 組合員数 1,298人
 森林所有面積 10,795⁶¹ha
 出資金 93,969千円
 事業区域 旭川市・比布町・東神楽町の区域
 email: asahikawa@a-sinrin.com
 URL: http://www.a-sinrin.com



台風や集中豪雨、火災 など万が一の災害に 備えることができます。

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金の
お支払いの
対象となる
8つの災害



旭川市森林組合